平成２３年（フ）第２５号
川崎市川崎区大師駅前２丁目４番１号　西町アパート201
債務者　古川　裕貴
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
川崎市多摩区長尾５丁目８番９―102号
債務者　西　　和宏
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
川崎市幸区南加瀬５丁目14番５号　神作ハイツ202
債務者　小島　一男
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
川崎市宮前区宮崎３丁目13番地40　ＴＯＰ宮崎台503
債務者　小池　孝代
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
川崎市中原区木月住吉町23番３―103号
債務者　小松　篤子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
川崎市川崎区追分町５番３―305号　島田ビル
債務者　清野マリテスこと　ＳＥＩＮＯ　ＭＡＲＩＴＥＳ　ＰＩＮＥＤＡ
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
川崎市高津区北見方２丁目27番３―303号　ベルポアン多摩川
債務者　長尾　康宏
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
川崎市麻生区千代ケ丘１丁目16番地６
債務者　吉澤　　保
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
川崎市川崎区京町１丁目９番３号　矢口荘202
債務者　和田　佐世
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２号
岡山県新見市豊永赤馬5607番地
債務者　加下　　明
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月９日午後４時
岡山地方裁判所新見支部

平成２３年（フ）第３号
岡山県新見市豊永赤馬5607番地
債務者　加下　一明
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月９日午後４時
岡山地方裁判所新見支部

平成２３年（フ）第１８８５号
埼玉県川口市元郷５丁目14―22―Ｂ101
債務者　島崎　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８９４号
埼玉県蕨市塚越４丁目12―27―404
債務者　加藤　貴子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９８１号
東京都江戸川区江戸川６丁目31―40　小川ビル２　302
債務者　小松　　茂
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９８８号
東京都北区浮間３丁目34―１―204
債務者　宮本　宜美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部